

令和 7 年度京都御苑施設整備基本計画更新業務
特記仕様書

1. 件名

令和 7 年度京都御苑施設整備基本計画更新業務

2. 適用

- (1) この特記仕様書は、環境省における設計業務等共通仕様書（自然公園編）第 3 編設計業務共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）でいう特記仕様書で、本業務の履行に適用する。

なお、共通仕様書は環境省のホームページに掲載しているもの（平成 29 年 7 月改定版）を適用し、アドレスは以下の通りである。

<https://www.env.go.jp/content/900493288.pdf>

- (2) この業務にあたっての一般事項は、共通仕様書によるものとする。

3. 業務の目的

京都御苑では、御所を核に公家町から国民公園へと積み重ねられた歴史と自然の重層性を保ち、次世代に継承するとともに、その魅力を多様な利用者と共有していくことを基本計画の理念として、今後 10 年間に実施すべき取組となる「京都御苑施設整備基本計画（令和 3 年 3 月）」をとりまとめた。

これまで、本計画の目標として掲げた魅力の保護・継承、魅力の向上・充実を図るため、整備・改修計画、維持管理計画、運営計画等の各取組を実施している。また、本計画を推進するための評価指標を設定し、中期となる 5 年後に、短期的な取組において問題が確認された事項について、外部の専門的知見に基づく評価を得て、計画内容の部分的な見直しを行うこととしている。

本業務は、5 年目までの実施状況を把握し、中期時点の取組の達成状況の確認及び効果検証を行うとともに、今後の取組の推進に向けた計画の更新検討を行うことを目的とする。

4. 業務の内容

対象範囲：京都市上京区京都御苑 65.1ha

(1) 計画準備

調査及び計画検討を行うため、業務計画書を作成し、提出する。

(2) 現況把握

本計画（別紙 1）の 5 年目の取組状況（別紙 2）や効果を把握するため、評価項目等に応じた現況調査及び発注者が提供する資料調査等を行う。また、中期以降の取組について、詳細検討を行うための調査を行う。

ア 魅力の保護・継承に関する評価項目の調査

各取組の進捗状況の把握及び次の調査を行う。

① 歴史的遺産の保存・修復・再生

- ・要素の変化に係る目視調査 1 回（対象：4 庭園・外周九門等、歴史的遺産の経年劣化の状況等）
- ② 自然環境のもつ機能の維持・管理
 - ・騒音値測定 1 回（5 分間の簡易計測、道路際・外周林の内側・門の内側、600 データ程度、防音効果の状況等）
 - ・令和 5 年以降の風景モニタリング写真の整理（対象：9 箇所/年程度、外周林ゾーン、遮蔽効果の状況等）
 - ・毎月の確認種記録の整理（対象：樹木開花 200 種/年程度、草花開花 120 種/年程度、昆虫・動物 120 種/年程度、希少植物 30 箇所/年程度、野鳥 40 種/年程度、トンボ池 450 種/年程度等、動植物の生息・生育場所の提供の状況等）
- ③ 御苑らしい風景の維持・管理
 - ・令和 5 年以降の風景モニタリング写真の整理（対象：55 箇所/年程度、御所外苑・山並みへのビスタ・花と紅葉・庭園の風景・外周九門等、風致景観の保全・祝祭空間の場の提供の状況等）
 - ・毎年の芝生地、樹木、外周林、小径等の管理報告の整理（風致景観の保全の状況等）
- イ 魅力の向上・充実にに関する評価項目の調査

各取組の進捗状況の把握及び次の調査を行う。

 - ① 来苑者の数・属性・行動・意識
 - ・利用実態調査 1 回（対面によるアンケート調査（日本語、英語）、平日・休日の各 1 日、400 サンプル程度）
 - 調査にあたっては、認知度、関心度、理解度等とその変化を把握する設問を検討し、実施すること。
 - ・令和 5 年以降の通行量等調査報告の整理（対象：平休日 1 日の平均入退苑者数 9 千人）
 - ・毎年の閑院宮収納展示館来館者属性の整理（対象：国内・海外地域別等、平均記帳者数 3.8 万人/年）
 - ② 魅力の普及状況
 - ・「京都御苑_広報」SNS 記録の収集・分析
 - Instagram： https://www.instagram.com/kyotogyoen_info/
 - X： https://x.com/gyoen_info
 - ③ 参加主体の多様化、活動・アクティビティの多様化
 - ・毎年の利用団体リストの整理（対象：190 団体/年程度）
- ウ 詳細検討のための調査

中期以降の取組を検討するため、次の調査を行う。

 - ① 富小路地区調査

富小路地区全体のリニューアルを検討するための基礎資料として、富小路休憩所、富小路広場、便所、トンボ池、テニスコート等の現況調査を行い、各種付帯施設や植生等を含めた現況分析図を作成する。
 - ② 苑路調査

砂利敷の主苑路や土系舗装等の既設バリアフリー苑路の目視調査を行い、排水不良や著しい不陸等の問題箇所を抽出する。
 - ③ 樹木調査

苑内樹木の保護育成を検討するため、次の調査を行う。

- ・育苗苗木の現況調査
苗畑等で育成するサクラ類等の苗木（地植苗 80 本程度、鉢植苗（樹木・草花）180 鉢程度）の現況調査を行い、今後の苑内への補植等に向けた生育状況を把握する。
 - ・植栽樹木等の整理
毎木情報及び過去 20 年間の植栽工事の記録等をもとに、植栽時期や範囲等の実施状況の整理を行う。
- （３）取組の評価・分析
上記、調査結果等をもとに、本計画の進捗状況の評価及び分析を行い、今後の取組にあたっての問題事項等を抽出する。
- （４）基本計画の更新検討
上記、評価及び調査結果等をもとに、計画期間における取組推進のため、基本計画の更新検討及び詳細検討を行う。
- ア 計画内容の見直し検討
評価・分析結果及び有識者ヒアリングの結果をもとに、整備・改修計画、維持管理計画、運営計画について、必要となる計画内容の見直し及び工程計画の再検討を行う。未着手の取組については、効果や実現性等を考慮した検討を行う。
- イ 苑路改修の詳細検討（風景維持管理計画）
苑路調査の結果等をもとに、主苑路や既存のバリアフリー苑路の路面の維持補修方法及び概算事業費を検討し、効率的、効果的な実施計画をとりまとめる。
- ウ 植栽計画の詳細検討（生態系維持管理計画）
樹木調査の結果等をもとに、生態系や風致景観の維持・向上を図る上で植栽が必要となる箇所の選定を行うとともに、苑内の個体由来を原則とした植栽苗や種子の確保、育成等を含め、伐採と補植に関する実施計画をとりまとめる。
- （５）検討委員ヒアリング
上記（３）（４）の内容のとりまとめにあたり、専門的見地から助言を得るため、令和 2 年度基本計画策定委員会の検討委員 5 名（県内在住 2 名、近畿圏在住 2 名、中部圏在住 1 名を想定）へのヒアリングを 1 回程度行う。実施にあたっては、総合調整、ヒアリング資料・議事録の作成を行うものとし、委員へは 1 回当たり 17,400 円の謝金を支給する。
- （６）打合せ等
本業務を円滑に遂行するため、打合せを 6 回程度（業務開始時、進捗打合せ 4 回、業務終了時を想定）実施する。
- （７）報告書作成
上記（１）から（６）の内容をとりまとめ、報告書を作成する。

5. 業務履行期限

契約締結日 ～ 令和 8 年 2 月 27 日（金）まで

6. 成果物

紙媒体：報告書 3 部（A4 判 200 頁程度）

電子媒体：報告書の電子データを収納した DVD-R 1 枚（セット）

報告書等及びその電子データの仕様及び記載事項等は、別添によること。

7. 著作権等の扱い

- (1) 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、納品の完了をもって請負者から環境省に譲渡されたものとする。
- (2) 請負者は、自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作権者人格権を行使しないものとする。
- (3) 成果物の中に請負者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）が含まれている場合、その著作権は請負者に留保されるが、可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、無償で既存著作物の利用を許諾する。
- (4) 成果物の中に第三者の著作物が含まれている場合、その著作権は第三者に留保されるが、請負者は可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、第三者から利用許諾を取得する。
- (5) 成果物納品の際には、第三者が二次利用できる箇所とできない箇所の区別がつくように留意するものとする。
- (6) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、請負者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

8. 情報セキュリティの確保

請負者は、下記の点に留意して、情報セキュリティを確保するものとする。

- (1) 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制について環境省担当官に書面で提出すること。
- (2) 請負者は、環境省担当官から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講ずること。
また、請負業務において請負者が作成する情報については、環境省担当官からの指示に応じて適切に取り扱うこと。
- (3) 請負者は、環境省情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて環境省担当官の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。
- (4) 請負者は、環境省担当官から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。
また、請負業務において請負者が作成した情報についても、環境省担当官からの指示に応じて適切に廃棄すること。
- (5) 請負者は、請負業務の終了時に、本業務で実施した情報セキュリティ対策を報告すること。

(参考) 環境省情報セキュリティポリシー

<https://www.env.go.jp/other/gyosei-johoka/sec-policy/full.pdf>

9. その他

- (1) 請負者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部については、環境省担当官と速やかに協議しその指示に従うこと。
- (2) 本仕様書に記載の業務の実施内容（人数・回数の増減を含む。）に変更が生じたときは、必要に応じて変更契約を行うものとする。
- (3) 本業務を行うに当たって、入札参加希望者は、必要に応じて次の資料を、所定の手続きを経て環境省内で閲覧することを可能とする。

- ・令和2年度京都御苑施設整備基本計画策定業務報告書（令和3年3月）
- ・平成30年度京都御苑每木情報更新調査業務報告書（平成31年3月）
- ・令和2年度京都御苑における情報発信強化等実施業務（自然環境基礎調査編）報告書（令和4年3月）
- ・苑内桜・名木、育苗、植栽樹木リスト
- ・通行量等調査業務報告書（令和5～6年）

資料閲覧を希望する者は、入札説明書の連絡先に予め連絡の上、訪問日時及び閲覧希望資料を調整すること。

ただし、コピーや写真撮影等の行為は禁止する。また、閲覧を希望する資料であっても、各資料における情報セキュリティ保護等の観点から、掲示できない場合がある。

1. 報告書等の仕様及び記載事項

報告書等の仕様は、契約締結時においての国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針の「印刷」の判断の基準を満たすこと。ただし、判断の基準を満たす印刷用紙の調達が困難な場合には、環境省担当官と協議し、了解を得た場合に限り、代替品の納入を認める。

なお、「資材確認票」及び「オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト」を提出するとともに、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます

この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料〔A ランク〕のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は環境省担当官と協議の上、基本方針(<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/net/kihonhoushin.html>)を参考に適切な表示を行うこと。

2. 電子データの仕様

電子データの仕様については下記によるものとする。ただし、仕様書において、下記とは異なる仕様によるものとしている場合や、環境省担当官との協議により、下記とは異なる仕様で納品することとなった場合は、この限りでない。

(1) Microsoft 社 Windows10 上で表示可能なものとする。

(2) 使用するアプリケーションソフトについては、以下のとおりとする。

- ・文章；Microsoft 社 Word（ファイル形式は「Office2010（バージョン 14）」以降で作成したもの）
- ・計算表；表計算ソフト Microsoft 社 Excel（ファイル形式は「Office2010（バージョン 14）」以降で作成したもの）
- ・プレゼンテーション資料；Microsoft 社 PowerPoint（ファイル形式は「Office2010（バージョン 14）」以降で作成したもの）
- ・画像；PNG 形式又は JPEG 形式
- ・音声・動画：MP3 形式、MPEG2 形式 又は MPEG4 形式

(3) (2) による成果物に加え、「PDF ファイル形式 (PDF/A-1、PDF/A-2 又は PDF1.7)」による成果物を作成すること。

(4) 以上の成果物の格納媒体は DVD-R 又は CD-R（以下「DVD-R 等」という。仕様書において、DVD-R 等以外の媒体が指定されている場合や、環境省担当官との協議により、DVD-R 等以外の媒体に格納することとなった場合は、この限りでない。）とする。業務実施年度及び契約件名等を収納ケース及び DVD-R 等に必ずラベルにより付記すること。

(5) 文字ポイント等、統一的な事項に関しては環境省担当官の指示に従うこと。

3. その他

成果物納入後に請負者側の責めによる不備が発見された場合には、請負者は無償で速やかに必要な措置を講ずること。

(参考) 京都御苑施設整備基本計画の取組概要

	取組項目	令和 6 年度までの主な取組状況
A	整備改修計画	
	『魅力』の保護・継承のための整備	
	(1) 近衛邸跡庭園	庭園工事を実施
	(2) 九条邸跡庭園・拾翠亭	庭園工事・拾翠亭修復を実施
	(3) 桂宮邸跡庭園	庭園工事を実施
	(4) 閑院宮邸跡庭園	庭園工事を実施
	『魅力』の向上・充実のための整備	
	(1) 中立売情報発信施設・休憩所	施設工事を実施、運営開始
	(2) 近衛邸跡休憩施設	施設工事を実施、運営開始
	(3) 清和院休憩施設	施設工事を実施、運営開始
	(4) 閑院宮邸跡収納展示館	展示工事を実施、運営開始
	(5) 富小路休憩所等	未着手
	(6) その他施設 基盤施設	苑路整備を実施
	その他施設 案内施設	サイン整備を一部実施
	その他施設 休憩施設	未着手
B	維持管理計画	
	生態系維持管理計画	樹木管理を実施
	風致維持管理計画	芝生刈込等を実施
C	運営計画	
	(1) 案内・サービス	デジタルサイネージ・WEB サイトを整備
	(2) 多様な手法による『魅力』発信	体験イベントを実施
	(3) 利用適正化・通行ルール	未着手
	(4) ステークホルダーの維持・充実	未着手
	(5) デジタルアーカイブ構築	アーカイブを整備